

令和5年 月 日

年 さん

保護者 様

川上第一小学校長 後藤 卓己

(公印省略)

出席停止のお知らせ

インフルエンザに感染した児童生徒は、学校保健安全法の規定により出席停止となり、その期間は休んでも欠席日数にはなりません。

インフルエンザの場合、重症の場合を除き、下の①②の条件を両方満たした後、登校可能となります。

①発症した後5日を経過している（発熱した日を0日目として、5日目まで休む）

②解熱後2日を経過している（熱が下がった日を0日目として、2日目まで休む）

また、登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」医師の診察を受ける必要はありません。インフルエンザが治癒し、登校するときは、必ず保護者の方が、以下の「治癒報告書」に記入し、学校へ提出してください。

きりとりせん

治癒報告書

学校長 様

年 氏名

当該児童の下記疾患は治癒しており、他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ（型）	
発症日（発熱した日）	年 月 日	+5日 = 出席停止期間①
熱が下がった日	年 月 日	+2日 = 出席停止期間②
受診した医療機関		
受診した日	年 月 日	
治癒の根拠	①②のどちらか長い方の期間を経過した。	

年 月 日

保護者氏名